



昭和十三年三月

常州駐屯間内務規定

獨立攻城重砲兵第二大隊



常州駐屯間内務規定ヲ本書ノ通リ定ム

昭和十二年三月十六日

大隊長 万波少佐

目次

第一章 總則

第二章 日課時限、起居及容儀

第三章 諸勤務(將校勤務、下士官勤務、衛兵勤務、當番勤務)

第四章 火災豫防、消防、非常呼集

第五章 命令下達及會報

第六章 連絡

第七章 郵便物

第八章 休日及外出出張

第九章 慰安所使用規定

第十章 軍機保護及防諜

第十一章 支那人、取扱

第十二章 炊事及入浴

第十三章 衛生

〔中略〕

第九章 慰安所使用規定

第九

方針

第十

設備

緩和慰安ノ道ヲ講シテ軍紀肅正ノ助トナサントスルニ在リ

慰安所ハ日華會館南側圍壁内ニ設ケ日華會館附屬建物及下士官兵棟ニ區分ス

下士官兵ノ出入口南側表門トス

衛生上ニ関シ樓主ハ消毒設備ヲナシ置クモトス

各隊ノ使用日ヲ左ノ如ク定ム

星	部隊	日	曜日
---	----	---	----

栗岩	部隊	月	火曜日
----	----	---	-----

松村	部隊	水	木曜日
----	----	---	-----

成田	部隊	土	曜日
----	----	---	----

阿知波	部隊	金	曜日
-----	----	---	----

村田部隊 日曜日

其他臨時駐屯部隊、使用ニ関シテハ別ニ示ス

第六十一 實施單價及時間

1. 下士官兵、營業時間ヲ午前九時ヨリ午后六時迄トス

2. 單價

使用時間ハ一人一時間ヲ限度トス

支那人 一円〇〇錢

半島人 一円五十錢

内地人 二円〇〇錢

以上ハ下士官、兵トシ將校(准尉含ム)ハ倍額トス

(防毒面ヲ附ス)

第六十二 検査

毎週、月曜日及金曜日トシ金曜日ヲ定例検査日トス

検査時間ハ午前八時ヨリ午前十時迄トス

第六十三

検査主任官ハ第四野戦病院醫官トシ兵站ニ備病院
並各隊醫官ハ之ヲ補助スルモトス、検査主任官ハ其、結
果ヲ第三項部隊ニ通報スルモノトス

慰安所利用ノ注意事項左ノ如シ

- 1 慰安所内ニ於テ飲酒スルヲ禁ス
- 2 金額支拂及時間ヲ嚴守ス
- 3 女ハ總テ有毒者ト思懼シ防毒ニ関シ万全ヲ期スヘシ
- 4 營業者ニ對シ粗暴ノ行爲アルヘカラス
- 5 酒氣ヲ帶ヒタル者出入ヲ禁ス

第六十四

雜件

- 1 營業者ハ支那人ヲ客トシテ探ルコトヲ許サズ
- 2 營業者ハ酒肴茶菓ノ饗應ヲ禁ス
- 3 營業者ハ特ニ許シタル場所以外ニ外出スルヲ禁ス
- 4 營業者ハ總テ檢査ノ結果合格証ヲ所持スルモノニ限ル

第六十五 監督擔任

監督擔任部隊ハ憲兵分遣隊トス

第六十五 附加事項

1 部隊慰安日ハ木曜日トシ當日ハ各隊ヨリ使用時限

ニ幹部ヲシテ巡察セシムルモノトス

2 慰安所ニ至ルトキハ各隊毎ニ引率セシムヘシ
但シ卷脚胖ヲ除クコトヲ得

3 毎日十五日ハ慰安所ノ公休日トス